

令和7年度児童福祉施設等指導監査重点項目

対象施設等

保育所、小規模保育事業所 A 型、
幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園

(1) 保育所、保育所型認定こども園

○ 運営管理

- ・ 施設の認可事項に変更がある場合は、保育企画課に変更の届出を行うこと。

○ 非常災害対策の状況

- ・ 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定めるとともに関係機関への連絡体制を整備すること。また、定期的に、非常災害指針及び連絡体制を入所乳幼児又はその家族に周知すること。

○ 保育の計画及び評価

- ・ 障害のある子どもの個別指導計画を、月の指導計画の中に位置付けて作成すること。
- ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価（保育所の自己評価）を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。

○ 苦情への対応

- ・ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置すること。

(2) 幼保連携型認定こども園

○ 指導計画・記録

- ・ 障害のある園児の指導に当たっては、指導についての計画又は支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- ・ 教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。

○ 苦情への対応

- ・ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置すること。

（３）小規模保育事業Ａ型

○ 職員の配置状況

- ・ 時間単位での保育士配置基準を満たすこと。

○ 職員の健康診断

- ・ 職員の定期健康診断（１年以内ごとに１回）については、対象職員において漏れなく実施し、その記録を５年間保存すること。

○ 保育の計画及び評価

- ・ 保育所の保育方針や目標及び、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が計画的に構成され、かつ保育所での生活全体を通じて総合的に展開されるように、「全体的な計画」を作成すること。（計画の作成にあたっては、子どもや家庭の状況、地域の実態等を考慮した長期的見通しを立てるとともに、当該計画に基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、保育所が創意工夫して保育を行うことができる内容とすること。）
- ・ 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。
- ・ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。
- ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価（保育所の自己評価）を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。

○ 苦情への対応

- ・ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置すること。